

## 大学等学生生活安心支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、後期授業の実施に当たり、安心して学生生活を送れるよう、京都府内の大学及び短期大学（以下「大学等」という。）が実施する、学内施設等における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策や、授業実施において3密（密閉、密集、密接）を回避するための取組等に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に本部をおく大学等とする。ただし、大学と短期大学が共通する校地において運営されている場合は、一の補助対象者とみなす。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する京都府内の校地に係る事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 学内施設及び教育活動における感染拡大予防のために行う事業
- (2) 授業実施において3密を回避するために行う事業
- (3) 学生寮の相部屋解消のために行う事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

### (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は、この限りでない。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 規則第5条の規定による交付申請書は、別記第1号様式とし、補助金の交付を受けようとするものは、知事が別に定める日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更申請)

第8条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）の申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式とし、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
第1号 第2号 第4号	賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、 工事請負費、備品購入費	1 / 2	1, 000万円
第3号	使用料及び賃借料（学生が支払った使用料及び賃借料の一部について大学等が補助金等を交付する場合を含む。）	使用料及び賃借料総額の1 / 3 又は大学等が負担する額の1 / 2を比較していずれか低い額となるもの	1ヶ月当たり5万円に補助対象人数（相部屋解消のために学生寮から転出を余儀なくされた者に限る。）と1 / 3を乗じて得た額 （ただし、補助対象期間は6ヶ月を限度とする。）